

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

28 April 2020

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 45

### 「コロナウイルス・リソース・センター」地域区分機能追加

ベーカーマッケンジーでは、新型コロナウイルスが各国大手企業に与える影響について法的観点から情報をご提供しています。近日、地域区分機能が加わり、更にご利用が便利になりました。

こちらの[サイト](#)にて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 45 となる本号では、COVID-19 を契機とした外国投資審査の厳格化、子会社配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為に対する対応税制等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. グローバル

グローバル：COVID-19 を契機とした外国投資審査の厳格化

#### 2. 日本

日本：子会社配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為に対する対応税制の解説

日本：新型コロナウイルス感染症にかかる税制アップデート

#### 3. アジア

ベトナム：改正証券法による外資保有規制、公開会社に係る基準、IPO、公開買付規制等の変更

#### 4. 米州

米国：人的資本管理（HCM）に関する開示

## 世界各国でのCOVID-19関連の 税制措置を集約した情報集約 サイトを開設

COVID-19感染拡大を受けて、世界各国の政府は様々な税制措置を相次いで公表しています。ペーカーマッセンジャーでは、より明確な情報をわかりやすくお伝えするため、COVID-19に関する税制関連の情報をまとめた「COVID-19 Tax Measures Resource」を開設しました。

本ページでは、プルダウン形式で国を選択することで、各国の税制措置の概要を表示することができます。今後、継続的に情報が更新され、収録国も拡大されていく予定です。

こちらの[サイト](#)にて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。



## 1. グローバル

### COVID-19を契機とした外国投資審査の厳格化

COVID-19は世界経済に甚大な被害をもたらし、株式市場は急落し多くの企業が経済的損失に直面している。事業活動の領域でも不確実性が非常に高まっており、多くの投資家が大型取引への関与に慎重な姿勢をとっている。他方で、この未曾有の状況は、企業にとって、弱体化した他の企業を対象とする買収や投資を行う機会ともなり得る。又、投資家や金融機関が、意図せずして企業の支配権を取得できる立場になる可能性があるが、そうした投資家が外資の場合、各国の外国投資審査当局による審査が発動する引き金となりうる。

COVID-19以前も、自国保護主義の台頭により、世界中で外国投資に対する審査を厳格化する傾向がみられたが、COVID-19を契機に各国でより厳格な姿勢をとる動きがみられる。ヨーロッパをはじめとするいくつかの国では、政府が財政危機により脆弱になった企業を外国投資家による買収から保護するための対策を講じ始めている。

3月25日、欧州委員会はEU加盟国に対してガイドラインを公表し、危機的状況下における外資による買収からセンシティブ資産を保護するため、外国投資審査を積極的に実施するよう要請した。これを受け、まずヨーロッパ各国がCOVID-19を受けてより厳格な外国投資審査を実施することを表明したが、オーストラリアなど他の国でもこの流れに従い始めている。

外国投資に対してより厳格な姿勢をとり始めた国の事例を以下に紹介する。

#### EU

欧州委員会は、今般の危機的状況を受け、2020年3月25日、外国投資審査に関する新たなガイダンスを公表した。目的は、EUへの外国投資に対する原則開放の姿勢を維持しつつも、特に衛生、医療研究、バイオテクノロジー及びインフラなどの安全保障及び公共秩序のために必要不可欠な分野のEU域内企業及び重要な資産を保護することである。

欧州委員会は、すでに審査制度を有する加盟国に対し、欧州の安全保障及び公共秩序を覆す可能性のあるEU域外の国からの資本流入を防ぐべく、EU及び各国の法律に基づき付与されている手段を最大限活用するよう求めた。又、その他の加盟国に対しても、本格的な審査制度の確立と共に、外国投資家による特定の事業、インフラ又は技術の買収又は支配がEUの安全保障及び公共秩序に対するリスクを生じさせる場合に対応するためのあらゆる方策を検討することを求めた。

現時点では、EU全域に及ぶ外国投資審査制度はなく、またそれを導入する計画もない。2020年10月発効予定のEU外国投資審査規則は、EU域内への外国投資に関する協力制度を構築しているが、欧州委員会に外国投資を阻止する権限は付与していない。最新ガイダンスでも、EU及び加盟国いずれのレベルにおいても、外国投資審査に関する新たな法律又は権限は導入されていない。しかし、この危機的状況において外資による買収から重要資産及び技術を保護するために、加盟国はあらゆる権限を利用すべきであるという意図は明確である。ガイダンスではヘルスケア分野に焦点が当てられているが、EU外国投資審査規則及び最新ガイダンスはヘルスケア分野だけでなく全事業分野に適用されることに留意が必要である。

欧州委員会の直近の動向や複数の加盟国が表明した措置（下記参照）は、世界的感染拡大に対応した欧州での今後の外国投資審査の厳格化の始まりであろう。

## Bloomberg BNA特別寄稿記事 COVID-19がもたらす移転価格 問題への対処

多くの多国籍企業は、外出規制、サプライチェーンの寸断や顧客需要の急減に伴う事業の停止、さらに世界は流動性への懸念に直面しています。

ペーカー&マッケンジーでは、Bloomberg BNA と提携して特別レポート「COVID-19: Impact on (The Other) TP」を寄稿しました。本稿では、COVID-19に関連して生じる移転価格問題への影響とそれらへの対処策を解説します。

[こちら](#)にて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。

Bloomberg  
Tax & Accounting

Baker  
McKenzie

## スペイン

スペイン政府は、今般の健康上の危機及び極めて脆弱な金融市場に対処するため、EU域外からスペインの戦略的分野への外国直接投資につき事前承認を必要とする暫定的措置を導入した。この措置は、COVID-19により財政的影響を受けたスペイン企業を外国投資家から保護することを企図したものであり、スペイン政府が終了を決定するまで継続する。

この措置は既存の外国投資制度を変更するものであり、EU及びEFTA域外の組織によるスペイン企業への投資で、外国投資家が（1）スペイン企業の株式資本の10%以上を保有する場合、（2）スペイン企業の経営に参加する権利を取得する場合、又は（3）スペイン企業の支配権を取得する場合に影響する。該当する外国投資は、下記のような広範な事業分野において事前承認の対象となる。

- エネルギー、運輸、水道、医療、通信、メディア、データ処理又は保管、宇宙、防衛、電気又は金融インフラ及びセンシティブ施設
- 重要技術及びデュアルユース品目（人工知能、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティ、宇宙、防衛、エネルギー保管、量子及び核技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーを含む）
- 極めて重要な材料の供給（特にエネルギー、原材料及び食料）
- 機密情報に関与する分野（特に個人データ）又は機密情報を支配できる分野

加えて、以下に該当する外国直接投資も事前承認が必要となる。

- 外国投資家が直接的又は間接的に第三国の政府（公的機関又は軍隊を含む）に支配されている場合
- 外国投資家がすでに他のEU加盟国の安全保障、公共秩序及び公衆衛生に影響する事業分野に投資又は参画している場合
- 外国投資家に対して、他のEU加盟国、本国又は本国以外の国において、犯罪又は違法行為に関する行政又は司法手続が開始されている場合

事前承認手続に従わなかった場合、その外国直接投資は法的に有効とならず、行政処罰の対象となる。

## フランス

フランス政府は、今般の危機下における外資による買収の脅威から国内企業を保護する方針を発表した。フランスの外国投資審査制度は、すでに直近で大幅に強化され、制度の対象となる投資の範囲を拡大する新法及び承認取得のため大量の情報を提供する義務が含まれている。この新たな制度は2020年4月1日から施行されている。

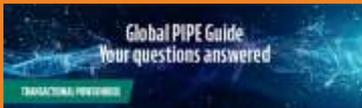
COVID-19を直接的な理由とする制度の変更は今のところ特にない。しかし、フランス財務大臣は、政府は重要なフランス企業を、資本注入、株式購入さらには買収により保護する準備があると述べた。又、政府は、フランス企業のための一連の措置（特に、銀行借入の公的保証、税金及び社会保険料支払の猶予、一時帰休費用の資金として3,000億ユーロの計画）を発表した。

又、政府は戦略的企業を国有化する選択肢も必要であれば排除しないと明確に述べている。フランス国家は、公益目的を満たせばフランス企業を国有化する権限を有している。

## 「上場企業の私募増資グローバルガイド」発行のお知らせ

アジア及び欧米主要国における上場企業による私募増資制度について主な特徴や利点及び上場企業又は投資家の観点からみた課題を比較する「上場企業の私募増資グローバルガイド」を発行いたしました。

情報を常に更新してまいりますので[こちら](#)をご参照ください。



現時点では具体的な国有化については正式な検討はされていないが、感染の世界的拡大により直接的及び甚大な影響を被った自動車、航空産業など戦略的分野の企業が政府の支援を求める可能性がある。

### イタリア

イタリア政府も、戦略上重要な分野の企業を保護するため外国投資審査に関する規則の適用範囲を拡大した。これまでの外国投資規則では、国家防衛、安全保障、電気通信、エネルギー及び運輸業などの戦略的分野における一定の取引につき、拒否又は条件を課す権限が首相に与えられていた。2020年4月9日より、医療、食料安全保障、銀行・金融、保険、デュアルユース（軍民両用技術）、重要技術などの分野も戦略的分野に含まれ、これらの分野への外国投資にも首相の権限が拡大された。

これら戦略的分野の企業における支配権の変更には、イタリア政府の事前承認が必要である。但し、この適用分野が拡大された外国投資審査に関する施行規則はまだ発行されていない。

戦略的企業に関する取引の当事者が政府への承認申請を怠った場合、申請懈怠の罰則に加えて、政府は取引の拒否又は条件を課すことができる。

2020年12月31日まで、外国投資規則は（1）EU域内での取引で、取引の結果買主がイタリアの戦略的企業の支配権を取得する場合、（2）EU域外の取引で、（取引額が100万ユーロ超の場合）取引の結果買主が戦略的企業の10%を超える資本を取得する場合及び買主が戦略的企業の15%、20%、25%及び50%超の資本を保有する場合に適用される。

### ドイツ

COVID-19の危機を受け、ドイツ政府は、EU及びEFTA域外の組織による医療関連企業の買収を制限する可能性がある。これまでと異なり、恐らく中小規模の医療関連企業の売却でさえもドイツの安全保障及び公共秩序への脅威と判断される可能性がある。外国投資家がドイツ企業を買収することを懸念し、より厳格な外国投資審査を求める声が多いが、ドイツ政府は変更を示唆していない。ドイツの外国投資審査制度に対して世界的感染拡大を受けた変更は今のところされていないが、対外経済法（German Foreign Trade and Payments Act）の改正案によると、審査の対象が安全保障又は公共秩序に対する「実際のリスク（actual risk）」から「推定される障害（probable impairment）」に変更する予定である。さらに、バイオテクノロジーなどの一定の重要技術について、外国投資審査がより厳格になる見込みである。

### オーストラリア

オーストラリア政府は、COVID-19の感染拡大による経済への影響をふまえて国家の利益を保護すべく、外国投資審査の枠組みを暫定的に変更する（2020年3月29日施行）と表明した。

外資による取得及び買収に関する法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975（Cth））の対象となる全てのオーストラリアへの外国投資は、投資額や外国投資家の素性に関わらず、他の通知条件を満たす場合には外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board（FIRB））の承認が必要となる。

既存の制度でも、外国政府による投資、並びに、民間によるメディア、居住用土地の権利、採掘及び生産の権利、商業用空地の権利の取得の場合には、投資額にかかわらず承認の対象とされており、今回の変更は、同様の扱いを全ての外国投資家に拡大するものである。

又、承認申請の対象となるには、投資額閾値以外に、「重大行為（significant action）」及び「届出対象行為（notifiable action）」の条件も満たさなければならない。なお、「重大行為」及び「届出対象行為」の定義に変更はない。

既存の枠組みでは、民間外国投資家によるオーストラリア法人の20%未満の資本取得は、通常承認は不要である（例外として、オーストラリアの農業及び土地企業の10%未満の取得の場合には承認が必要）。これは今後も同様である。

承認申請の審査に十分な時間を確保するため、FIRBは審査の法律上の期間を30日から6か月以内に延長する。

この新たなルールは、2020年3月29日午後10時30分（オーストラリア東部標準時）より前に締結された契約（買収が完了していないものも含む）には適用されない。この変更は暫定措置であり、COVID-19危機の間継続する。

## 米国

米国政府は、米国企業の買収に対するCOVID-19の危機を受けた追加的な規制は特に表明していない。対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States（CFIUS））は、重要インフラを含む概念である国家安全保障に引き続き焦点を当てている。米国の医療供給網の脆弱性への認識が高まっていることから、この分野への外国投資は今後より厳格な審査の対象となる可能性がある。又、外出禁止命令による困難にも関わらず、CFIUSは申請の処理を継続しているが、そのうち、CFIUSが新規の申請を受理及び処理する能力に影響がでる可能性がある。

## 世界的な傾向

ここ数年において、影響力のある複数の国や経済圏において、政府が取引を中止し又は条件を課す余地を拡大する方向での外国投資審査制度の改正がされている。例えば、米国では、長期にわたり外国投資への開放の方針が維持されていたが、最近、国家安全保障への懸念の高まりに対応するため外国投資リスク審査現代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act（FIRRMA））が制定された。カナダ、オーストラリア及びドイツも外国投資規則の厳格化を進めており、又、上記の通りEUでは最近、EU又は加盟国の安全保障又は公共秩序への懸念を生じる外国直接投資の審査につき新たな枠組みを導入した。又、英国及びスイスは、独自の外国投資審査制度を初めて導入する旨を述べた。

これまでの外国投資に対する審査厳格化の傾向は、主に国家安全保障への懸念に対応することに焦点が置かれていた。しかし、現在はいくつかの国では、COVID-19でもたらされた経済的及び社会的懸念への対応のため外国投資審査が利用されているように見える。

外国企業を対象とする買収や投資を検討する企業や投資家は、現在の不安定で変化の激しい状況における外国投資審査のリスクを慎重に検討する必要がある。今後も、ほとんどのクロスボーダー取引は承認されることになると考えられるが、戦略的重要性の高い分野における取引はより厳格な審査にさらされ、承認手続きが長期に及ぶ可能性もある。取引の早期の段階から外国投資規制を十分に理解し、規制への対応や取引契約にもたらず影響を検討することにより、取引の遅延やストラクチャーの変更さらには取引の中止といったリスクを低減することができる。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 日本

### 日本

#### 子会社配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為に対する対応税制の解説

2020年3月31日付官報により新法人税法施行令（以下、「新施行令」又は「新法令」）の内容が公表され、子会社配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為に対する対応税制（以下、「本税制」）に関する詳細が明らかになった。同税制の概要については41号で速報したとおりであるが、本稿では新施行令の条文を基に更に詳細な検討を加える。

後述するとおり、本税制が適用されると受取配当額のうち益金不算入相当額がそのまま子会社の税務上の投資簿価から減額されるという非常にインパクトの大きい効果が生じる。そのような大きな効果が生じる税制であるにもかかわらず、条文上の仕組みは非常に複雑となっており、本税制の適用関係の見落としによって思わぬ不利益を被る場合もありうる。国際税務に携わる本邦企業においても、これまでに行った又はこれから行う買収・子会社化ストラクチャーについて本税制の適用がないか十分な検討をしておくことが強く推奨される。

#### 1. 本税制の適用要件

本税制の適用要件は概ね以下のとおりである（新施行令第119条の3第7項柱書）。

- 内国法人が特定支配関係のある他の法人から法第23条第1項各号（受取配当等の益金不算入）及び法第23条の2（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）が適用される金額（「配当等の額」）を受けること
- その受ける配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前において当該内国法人が有する当該他の法人の株式等の帳簿価額のうち最も大きいものの百分の十に相当する金額を超えること

要件（1）について付言すると、特定支配関係のある他の法人とは、内国法人との間で支配関係（発行済株式又は剰余金の配当等、役員選任に関する議決権の総数の50%超を直接又は間接に有する関係）のある外国法人又は内国法人が該当する。「他の法人」は本税制上の定義語であり、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が除かれている。

また、要件（2）については、対象となる「配当等の額」の中には当該内国法人と他の法人に完全支配関係がある場合のみなし配当の額が含まれておらず、これは、みなし配当については益金不算入規定の適用がある一方で、別途法人税法第61条の2第17項に基づく有価証券の譲渡損益をないものとする規定が発動することから、本税制の適用対象から除外する趣旨であると思われる。従って、逆に法人税法第61条の2第17項の適用がない限り、みなし配当の額も「配当等の額」に含まれ本税制が適用され、みなし配当と株式譲渡損益が同時に発生する資本の払戻し及び自己株式の取得取引等における株式譲渡損益の計算の基礎となる株式の帳簿価額のうち益金不算入の金額に相当する金額が減算されることになる。

#### 2. 本税制の適用例外

本税制については、主に以下に掲げる場合は適用除外とされる（新施行令第119条の3第7項各号）。

(a) **設立時から内国法人である子会社株式の90%以上を課税内国法人又は居住者が有するケース**

新施行令第119条の3第7項第1号が規定する例外の趣旨は次のようなものであると考えられる。すなわち、その設立から株式の90%以上を内国法人及び居住者（支配関係は問わない）が有していた内国法人の株式については、仮に当該株式の譲渡が介在しその結果として帳簿価額が高額になったとしても、従前より株主であった内国法人等に対して当該株式譲渡に伴う売却益課税がなされているため、本税制を適用することによって帳簿価額を減額させる必要がない（つまり、内国法人及び居住者間で転々譲渡がなされたとしても、当該譲渡に係る譲渡益課税は済んでいるため、それに加えて本税制を適用すると明らかな二重課税が生じてしまう）。但し、当該90%保有要件は当該「他の法人」の設立時から、「特定支配日」すなわち配当を受領する内国法人が特定支配関係を有することとなった日までの間を通じて充足されなければならない。途中で当該保有要件を満たさなくなった場合には本例外は用いることができない。

あわせて、本例外の適用を受けるには設立以来の株式等の保有状況を示す書類を準備・保存しておく必要がある、この点で会社にとってかなりの事務負担となるものと思われる。なお、一般的に、M&Aにおいて対象会社の株主名簿はいわゆるCP Deliverableとして提供されることが多いが、本号に基づく本税制の適用除外をにらむと、今後内国法人等が買主となるM&Aを行う場合には、対象会社の最新の株主のみならず、設立以来の株主の変遷を反映した株主名簿等の資料の提供を売主に要求することが理想的である。

なお、新施行令第119条の3第7項柱書における「他の法人」の定義とは異なり、同1号における「他の法人」からは外国法人が除かれているため、外国法人が子会社となる場合には本例外は適用できない点に留意が必要である。すなわち、設立以来継続して内国法人の完全子会社である外国法人は、本号に基づく適用除外の対象にはならない。

また、子会社である「他の法人」において「適格合併等」すなわち適格合併、適格分割又は適格現物出資が生じた場合における、特定支配関係の引継規定が置かれている（新施行令第119条の3第10項）。

留意すべき点としては、新施行令第119条の3第11項以下では関係会社間の合併又は分割型分割を用いた潜脱防止規定が置かれている。その内容は非常に複雑なものになっており、紙幅の関係上詳細は割愛するが、例えば一定の関係法人間で金銭等不交付合併等が行われた場合について、新施行令第119条の3第7項1号及び3号の例外規定は発動しないこととされている（新施行令第119条の3第11項1号イ）。これは、90%保有要件（1号）又は10年支配要件（3号）を満たせば本税制の適用対象となることに着目し、当該例外を満たさない会社の配当原資を、当該例外を満たす会社に移し替えた上で本税制の適用を回避するスキームを防止する狙いがあるものと考えられる。

(b) **買収前に生じている利益剰余金からの配当（及び譲渡損）を目的としたとは認められないケース**

特定支配日が当該対象配当等の額を受ける日の属する当該他の法人の事業年度開始の前日である場合において、イに掲げる金額か

ら口に掲げる金額を減算した金額がハに掲げる金額以上である場合には、本税制の適用対象外とされている（新施行令第119条の3第7項第2号）。なお、条文の規定振りからして、本2号の要件を満たす場合には、「ハに掲げる金額以上」に相当する金額のみが適用対象外となるのではなく、その全額が適用対象外になると読める点に留意が必要である。

- イ. 当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額
- ロ. イに規定する事業年度終了の日の翌日から当該対象配当等の額を受ける時までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額の合計額
- ハ. 当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度（当該特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（当該他の法人の当該特定支配日の属する事業年度開始の日以後に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受けた配当等の額（当該配当等の額に係る基準時が当該特定支配日前であるものに限る）がある場合には、当該配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額を減算した金額）

本例外要件は、配当が特定支配日以降に生じた利益剰余金の額からなされる場合には、本税制の適用はないとするものである。注意すべきは、特定支配日以降に生じた利益剰余金として参照される額が「当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」、すなわち問題となる配当がなされた日が属する事業年度より前の事業年度における利益剰余金が参照されることになっている点である。つまり、当該配当がなされる日が含まれる事業年度における利益剰余金は、条文上、参照できないことになる。従って、当該前の事業年度において十分な利益剰余金が存在する場合を除き、本例外の適用上参照される利益剰余金の額を増やす場合には、一旦事業年度を区切った上で配当を実施する必要があることになる。

さらに、本規定はあくまで配当支払法人単体の特定支配関係発生日の属する事業年度の直前事業年度末の利益剰余金から増加した利益を原資として配当する場合を除外するものであるから、配当支払法人の子会社（関係法人）において特定支配関係発生日前に生じていた利益剰余金を、特定支配関係発生日後、かつ、問題となる配当が属する事業年度以前に配当支払法人に配当した場合には、特定支配関係発生日後に増加した利益剰余金として取り扱われることになるようにも思われる。但し、配当支払法人の有する配当支払法人の子会社の株式又は出資の帳簿価額が配当支払法人の総資産の帳簿価額に占める割合が当該子会社の各基準日において50%を超えていた場合等には当該子会社から配当支払法人が受領した配当の額を本号ハの額に加算する等の潜脱防止規定が新施行令第119条の3第11項に規定されており、留意が必要である。

なお、冒頭で述べたとおり、本号は受領する配当等の額が、特定支配関係発生後に増加した利益剰余金の範囲内である場合に、当該配当等の額全体を適用除外するものであり、受領する配当等の額が、特定支配関係発生後に増加した利益剰余金を超過する場合には、下記3により当該超過額のみが本規定の適用を受けることになる。

また、第1号の場合同様、本要件を満たすことを証する書面の準備・保存義務が課されている点にも留意が必要である。

- (c) **特定支配関係発生日から一定期間を経過したケース**  
特定支配日から当該対象配当等の額を受ける日までの期間が十年を超える場合には、本税制の適用除外とされている（新施行令第119条の3第7項第3号）。

適格合併等による特定支配関係の引継及び一定の潜脱防止規定の存在については、上記第1号について記載したとおりである。

- (d) **その他金額的重要性が少ないケース**  
当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が二千万円を超えない場合には、本税制の適用除外とされている（新施行令第119条の3第7項第4号）。

### 3. 本税制が適用された場合の効果

原則としては、益金不算入規定により益金の額に算入されない金額に相当する金額が帳簿価格から減算されることになる（新施行令第119条の3第7項柱書）。なお、みなし配当と株式譲渡損益が同時に発生する資本の払戻し及び自己株式の取得取引その他法第24条第1項各号に掲げる事由が生じた場合における株式譲渡損益の計算の基礎となる株式の帳簿価額も、これらの事由が生じたときに益金不算入に相当する金額が減算されると規定されている。

例外として、新施行令第119条の3第8項が置かれており、「特定支配後増加利益剰余金額超過額」すなわち、特定支配が生じた後に当該他の法人が稼得した利益剰余金がある場合には、当該額の範囲内において減算対象から除外されることになっている。本税制は支配関係前に子会社に生じた利益を親会社に（海外子会社配当益金不算入規定による95%益金不算入を受けつつ）還流させる一方で、当該子会社株式の譲渡損を生じさせるという仕組みを防止することに主たる眼目が置かれていることから、特定支配関係後に稼得した利益を本税制の適用対象外とするために本例外が置かれているものと思われる。

### 4. 本税制の適用時期

新法人税法施行令は2020年4月1日以降開始する事業年度から施行するとされており（附則第1条柱書）、さらに附則第5条1項において新施行令第119条の3第7項の規定は、施行日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用するとされている。従って、2020年3月31日以前に受ける配当等の額について新法人税法施行令は適用されないことになる。

なお、附則第5条2項において、2020年4月1日以降に開始する事業年度において受ける対象配当等の「基準時」（基本的に配当の基準日）が、2020年3月31日以前に開始する事業年度内である場合には、2020年4月1日以降に開始する事業年度の開始の時を基準時とみなすとされている。

[最初のページに戻る](#)

## 新型コロナウイルス感染症にかかる税制アップデート

2020年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)(以下、「緊急経済対策案」)が閣議決定された。緊急経済対策案にかかる法案は2020年4月27日に国会に提出され、早期の適用を目指すものとされている。緊急経済対策案を中心に昨今の新型コロナウイルス感染症に関連して公表されている税務に関連する取扱いの解説を行う。

なお、緊急経済対策案は、関係法案が国会で成立することが前提とされているものであり、変更の可能性があることに留意されたい。

### 緊急経済対策案における国税、地方税に関する措置の内容

緊急経済対策案における国税に関する措置は、①納税の猶予制度の特例(地方税も対応)、②欠損金の繰戻しによる還付の特例、③テレワーク等のための中小企業の設備投資税制、④文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用(地方税も対応)、⑤住宅ローン控除の適用要件の弾力化(地方税も対応)、⑥消費税の課税事業者選択届出書等の提出に関する特例、⑦特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税が手当てされる。

緊急経済対策案における地方税に関する措置は、上記①④⑤の他に、⑧中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税等の軽減措置、⑨生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、⑩自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、⑪耐震改修した住宅にかかる不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化が手当てされる。

本稿においては、特に重要と思われる①②⑥について解説を行う<sup>1</sup>。

#### 1. 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に、相当の減少があった納税者は、1年間国税、地方税(2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目<sup>2</sup>)の納付を猶予することができるようになる。この納税の猶予に際しては、担保の提供は求められておらず、延滞税、延滞金もかからないものとされている。

個人法人の別、規模は問わず、以下の要件を満たす納税者が対象となる。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により2020年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。なお、「一時に納税を行うことが困難」か否かの判断については、向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、納税者の置かれた状況に応じて柔軟に対応するものとされている。

申請手続については、関係法令の施行から2か月後、又は納期限<sup>3</sup>のいずれか遅い日までに、行う必要があるとされている。又、申請書のほかに、収入や現預金

<sup>1</sup> その他の項目については、財務省 HP 及び総務省 HP 参照のこと  
財務省 HP [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)  
総務省 HP [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000681224.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000681224.pdf)

<sup>2</sup> 但し、印紙で納めるもの等を除く。又、既に納期限の過ぎている未納の国税についても、遡ってこの特例を利用することができる。

<sup>3</sup> 申告納付期限が延長された場合は、延長後の期限。

の状況がわかる資料（例えば、売上帳、現金出納帳又は預金通帳のコピー等）の提出が求められる（提出が難しい場合は、口頭による確認を行うとされている）。

現行の納税猶予の取扱いとの比較は、以下の通りである<sup>4</sup>。

現 行（財産の損失が生じていない場合（注））	特 例（案）
○ 一定の期間（原則1年）において、 大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	○ 令和2年2月1日以後における一定の期間 （1か月以上）において、収入に相当の減少※ があった場合について1年間納税を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減
○ 一時の納税ができないと認められる場合に適用。 ・ 向こう1か月の事業資金を考慮。 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。 提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。	○ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど 納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・ 左記柔軟な運用を継続。
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞税は軽減（年1.6%）。	○ 延滞税は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。

なお、この緊急経済対策案における納税の猶予の特例とは別に、国税庁からも申告・納付期限の個別指定による延長（以下、「個別延長」）<sup>5</sup> に関するFAQ<sup>6</sup>が公表されている。例えば、以下の様な方々がいることにより、通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースについて、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記し個別延長の申請を行うことにより、個別延長が認められるとされている。

- ① 体調不良により外出を控えている方
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方

個別延長が認められる場合においては、申告期限及び納期限は原則として申告書の提出日となり、それまでは延滞税は生じない。申告書の提出日後に納税を行った場合は、延滞税が生じる。

## 2. 欠損金の繰戻しによる還付の特例

現行法では、青色欠損金の繰戻し還付<sup>7</sup>は、資本金1億円以下であり、かつ大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に完全支配関係がない法人にのみ認められている（法人税法第80条、租税特別措置法第66条の13）。

<sup>4</sup> 財務省資料より [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku\\_shiryou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku_shiryou.pdf)

<sup>5</sup> 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQ（2020年4月6日、国税庁）  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)

<sup>6</sup> 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQ（2020年4月8日、国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

<sup>7</sup> 青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、法人の請求によりその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度。

本特例により、2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額については、資本金1億円超10億円以下であり、かつ大規模法人（資本金の額が10億円超である法人等）との間に完全支配関係がない法人についても認められることになる。

ここで、青色欠損金の繰戻し還付が適用されない一定規模の法人を定めた租税特別措置法第66条の13の措置は、令和2年度税制改正においても2022年3月31日までの間に終了する事業年度まで延長されている。ただし、緊急経済対策案及びその関連資料においては、法人の資本金が1億円以下であり、かつ資本金10億円以下の大法人との間に完全支配関係がある場合についても同様に、青色欠損金の繰戻し還付が認められるかについて明示はされていない。しかしながら、これらについても同様の手当てがされることが期待される。

なお、現行制度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生している場合には、青色欠損金の繰戻し還付とは別に、災害損失欠損金の繰戻し還付<sup>8</sup>が認められる可能性がある。但し、災害損失欠損金として認められるのは、例えば以下の様な費用や損失であり、売上の減少により生じた欠損金は含まれない。

- 飲食業者等の食材の廃棄損
- 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機などの購入費用
- イベント等の中止により廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

### 3. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に関する特例

消費税の課税事業者選択届出書等<sup>9</sup>については、原則的に適用を受ける課税期間の開始前に提出することが必要となる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症という、課税期間の開始前には見通せなかった事態が生じており、事業者の経営に大きな影響を与える可能性があることから、一定の要件を満たした場合において、申請によって、課税期間開始以後の提出であっても課税事業者選択届出書等の効力が認められるようになる。

本特例の申請に当たっては、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- ① 特例にかかる法律（案）の施行後に申告期限が到来する課税期間にかかるものであること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月1日から2021年1月31日までの期間の内、一定期間（1か月以上の任意の期間）の収入が著しく減少（前年同期比で概ね50%以上）していること
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出すること

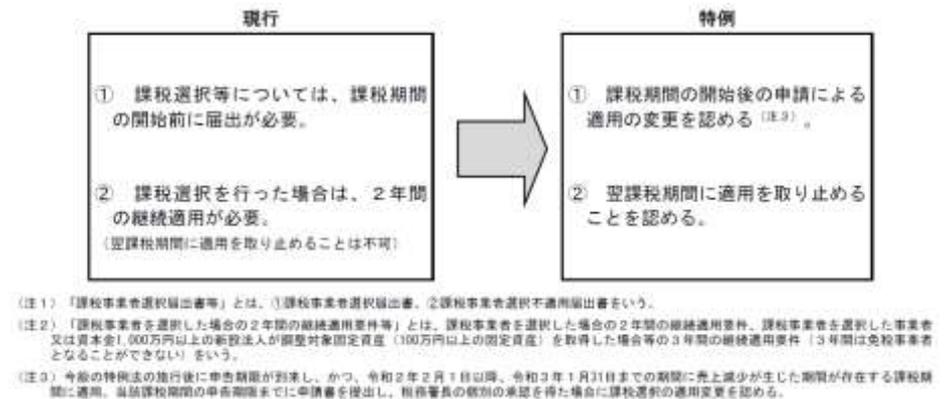
<sup>8</sup> 災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度。

<sup>9</sup> 課税事業者選択届出書、課税事業者選択不適用届出書

上記の要件を満たしたうえで、本特例の申請を行うことにより、課税事業者選択届出書等が課税期間開始前に提出されたものとみなされ、進行中の課税期間からその課税事業者選択届出書等の効力が発生することとなる。

又、課税事業者選択届出書等を提出する場合には、原則としてその効力が2年間にわたり継続することとなるが、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合には、翌課税事業年度開始日前に課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、翌課税事業年度については、免税事業者として扱われることを選択することが可能になる。

現行の取扱いとの比較は、以下の通りである<sup>10</sup>。



なお、簡易課税制度の適用に関しては、本特例の対象とはなっていないが、現行法においても、「災害その他やむを得ない事情が生じたことにより被害を受けた場合」の特例(消費税法第37の2)が設けられており、新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができる。

[最初のページに戻る](#)

### 3. アジア

#### ベトナム

#### 改正証券法による外資保有規制、公開会社に係る基準、IPO、公開買付規制等の変更

ベトナム国会において、改正証券法(以下、「新法」)が可決され、現行の証券法(以下、「現行法」)に代わり、2021年1月1日より施行される。

#### 上場会社における外資保有規制

現行法では、公開会社が外国投資家の規制対象事業を行う場合であり、外資保有規制につき特定の条件が定められていない場合(以下、「未確定規制業種」)において、外資保有割合につき、その議決権の49%という上限が設けられてい

<sup>10</sup> 財務省資料より(注記4に同じ)

る。当該 49%という制限を解除するためには、未確定規制業種に該当する事業を行っていないことを証明しなければならず、かかる手続は必ずしも容易なものではない。又、新法によって、かかる事項が政府に委任されることとなり、政府は、外国投資家による証券市場への出資及び参入に関する詳細な規制に関する権限を有することとなる。

### 公開会社の地位に関する新たな条件

現行法上、株式会社は、次のいずれかに該当する場合には、公開会社として国家証券委員会（以下、「SSC」）に登録をしなければならない。

- その株式の公募を行った場合
- その株式が証券取引所又は証券取引センターに上場される場合
- プロ証券投資家（以下、「PSIs」）を除き、100人以上の株主を有し、100億ベトナムドン以上の定款資本を有する場合

これに対し、新法の下では、株式会社は、次のいずれかに該当する場合には公開会社とみなされる。

- ① 300億ベトナムドン以上の払込済み定款資本を有し、その10%以上の議決権付株式が主要株主を除く100人以上の投資家に保有されている場合
- ② 新規株式公開（以下、「IPO」）を成功させた場合

上記①の場合において、その資本規模及び持株構成の基準に該当し、公開会社とみなされる株式会社は、①の要件を満たした日から90日以内に、SSCに公開会社の地位の登録を申請し、当該登録がSSCにより確認されてから30日以内に、非上場有価証券取引システム（非上場会社市場—UPCoM）にその株式を登録しなければならない。当該会社は、その株式がUPCoMで最初に取り引された日から2年後に上場申請を行うことができる。

SSCは、1年以上にわたり、上記の①②の要件を維持できなかった場合は、当該会社の公開会社としての資格を取り消すことを検討する権利が与えられている。

### 株式公募条件

新法では、IPOについて、その後の公募増資と異なる条件を規定している。IPO時に満たすべき条件には下記のものが含まれる。

- 300億ベトナムドン（現行法においては100億ベトナムドン）以上の払込済み定款資本を有していること
- IPOの年の前年から過去2年間（現行法では1年間）継続して利益をあげていること
- 当該会社の全ての議決権付株式のうち、少なくとも15%（定款資本が1,000億ベトナムドン以上を保有する場合には、10%）が、IPO後主要株主とならない100人以上の投資家に売却されること。この条件が満たされない場合、IPOは取り消され、会社は、取り消し後15日以内に、それぞれの投資家に全ての支払いを返金しなければならない。
- IPO前に当該会社の主要株主に分類される株主が、IPO完了後少なくとも1年間、定款資本の20%を一括して保有することを約束すること

- 当該会社の株式が、IPO 完了後、30 日以内（現行法では 1 年以内）に上場されるか、取引のために UPCoM に登録されること
- 当該会社が刑事訴追されておらず、経済管理命令違反の犯罪歴がないこと

### 私募条件

現行法上、「有価証券の私募」とは、マスメディアやインターネットを利用せずに、PSIs を除いた 100 人未満の投資家に対して、有価証券を発行することをいう。新法においては、「有価証券の私募」を、マスメディアを介さず、PSIs を除く 100 人未満の投資家、又は PSIs のみを対象として行う募集と定義した上で、PSIs の定義を現行法より拡大している。

更に、新法では、公開会社による株式の私募については、戦略的投資家<sup>11</sup>と PSIs にしか株式を募集できないことが明記されている。

### 株式公開買付け

新法は、公開買付けの実施が必要となる新たな要件を規定している。

要件	現行法からの変更点
a) 投資家及びその関係者が、直接的又は間接的に、公開会社の議決権付株式総数の 25%以上保有することを目的とする取得の場合	関係者の持分も合算されることとなった
b) 公開会社の議決権付株式総数の 25%以上を保有する投資家及びその関係者による株式取得で、当該取得により、直接的又は間接的に、当該公開会社の議決権付株式総数の 35%、45%、55%、65%及び 75%の各閾値に達し、又はこれらを超える割合の保有となる場合	現行法では特定の期限内に取得される株式割合において判断されていたところ、新法では、当該投資家の当該公開買付けによる保有株式が左記各閾値を超えるか否かのみに基づいて判断される
c) 公開会社の全ての議決権株式について公開買付けが行われている場合を除き、投資家及びその関係者が、当該公開買付けにより、合わせて公開会社の議決権付株式総数の 80%以上を保有する場合には、当該公開買付けと価額及び支払方法に関して同様の条件において、30 日間、残存株主に対してその株式を取得する旨の買	新法は、かかるケースを買付け申し込みの継続義務が発生する場合として新たに規定するが、現行法でも既に同様のケースが設けられている

<sup>11</sup> 新法においては、その財務能力と技術的専門性に基づき、公開会社の株主総会によって承認され、少なくとも 3 年間当該会社と協力することに合意した投資家をいう。

付け申し込みを継続しな  
ければならない

## その他

新法においては、関係者（related persons）の定義の拡張により、企業法上関係者とされている者は全て新法上の関係者に該当することとなった。

その他にも、公開会社の株式償還に関する条件の新設、並びに証券会社及びファンド管理会社につき、SSCによる設立・運営許可証に加え、企業法に基づく企業登録証の取得が新たに求められるなどの改正がなされている。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 米州

### 米国

#### 人的資本管理（HCM）に関する開示

人的資本管理（HCM: Human Capital Management）は、米国証券取引員会（SEC）のみならず、株主や議決権行使助言会社にとってもますます重要な分野となっている。現状 HCM に関する開示義務はないが、企業は、株主や議決権行使助言会社からの増大する人的資本問題に関する情報要求に応じて、任意での開示を始めている。米国の上場企業にとって HCM に係る開示やガバナンスの動向並びにそれらの影響を理解し、検討することが重要となってきている。

#### HCM の重要性

HCM とは、一般的に、採用、雇用維持、従業員教育、安全・健康の確保といった様々な分野における従業員管理を意味するものであり、企業にとって、長期的な価値向上やリスクの軽減といった競争戦略の不可欠な要素である。近年、株主、議決権行使助言会社及び規制当局は、効果的な HCM が離職率の低下、高い生産性及び長期的な業績改善に結びつくことを含め、無形資産として人的資本の価値により注目している。

#### SEC による HCM の開示提案

2019年8月8日、SECはRegulation S-Kにおける開示義務に関する改正案を提案した。その内容は、開示事項として、経営陣が経営において重視する人的資本対策（human capital measures）を含む人的資本資源（human capital resources）に関する記述を、事業の理解に重要な範囲で含むように求めるものである。各会社の事業内容や従業員の状況次第ではあるが、人的資本対策には、従業員にとっての会社の魅力向上、人材の教育、従業員の定着といった課題に対する対策や目標設定といったものが含まれると考えられる。

#### 投資家による HCM の開示要求

加えて、企業は近年、機関投資家からの HCM の開示要求に直面している。2017 年、機関投資家の団体が SEC に対し、企業が HCM の方針、実践及び実績に関してより多くの情報を開示するよう促す手紙を送った。

それ以後も、機関投資家は、HCM を重要な問題として捉え、企業に対して HCM に関する戦略や経過に関する情報を求めるようになってきている。

### **HCM の開示が取締役に与える影響**

HCM の報告や開示を重要視する動きに伴い、取締役は HCM に関する事項に対するより強い監督を求められている。これは、取締役が、役員報酬及び後継者育成計画に対する監督に注力し、従業員に関する問題については経営陣に任せるというスタンスをとっていた数年前とは対照的である。今日では、取締役は、HCM に関する事項についての機関投資家からの質問に答える用意ができていなければならない。

各企業としては、取締役会が HCM に関する事項についての一般的な監督を行い、特定の監督責任については必要に応じて報酬委員会その他の適切な委員会に割り振ることを検討するべきである。

報酬委員会は HCM に関する戦略やその実現を監督するのに最も適した機関であるが、そのためには伝統的な役割や責務を拡張する必要がある。そのため一般的な枠組みとして、報酬委員会は、経営陣と連携して企業の価値を創出する HCM に関する要素や重要な経営指標を特定するとともに、株主との対話を通じて集められた、投資家にとって重要な HCM に関する問題を検討すべきである。その後、報酬委員会は経営陣と協力して各要素に係る目標を設定し、評価方法を定め、定期的に企業の目標達成度を評価する。

報酬委員会の役割を、日々の経営というよりは、監督に留めることが重要である。報酬委員会は HCM に関する戦略の状況を定期的に取り締役に報告すべきである。

そして最終的には、取締役会が機関投資家からの要求やコメントに答え、株主総会招集通知、年次報告書、その他の公表資料の中で開示すべき HCM に関する対策の範囲を決定する必要がある。

### **株主総会招集通知での HCM の開示の増加傾向**

投資家に対して HCM に関するより多くの情報提供を行うよう求める声に応じて、多くの企業は株主総会招集通知において HCM に関する任意の開示を行っている。最もよく開示される事項の一つとして、企業文化のみならず、取締役会の HCM に関する監督が挙げられる。多くの企業では、取締役会が一般的な監督責任を負いつつ、一定の役割を報酬委員会その他の委員会に付与しているようである。

取締役会又は報酬委員会による監督の対象となる HCM に関する特定の事項を開示している例もあり、そのような開示がある場合には、投資家が取締役にとって重要性の高い HCM に関する事項を理解する上では有益であるが、今のところ多くの会社は、取締役会や委員会がどのように HCM に関する事項の監督を行っているかについて詳細を開示していない。加えて、HCM に関する事項に対する一般的な取り組みの開示を始める会社も多く、特定の分野における達成指標を明らかにする会社もある。

SEC による義務付けがない状況で、各企業は、定着率、タレントマネジメント、企業文化、多様性、安全衛生、生産性、報酬、従業員数の統計データといった、投資家にとって重要な HCM の分野についての株主総会招集通知での開示に対して、様々なアプローチをとっている。

### **おわりに**

投資家による HCM の評価に関する情報要求と、開示事項として人的資本対策を加えるという SEC による関連規則の改正の検討を受け、多くの企業が、株主総会招集通知で任意的に HCM の開示を行うことにより、積極的にこれらの問題に対処している。HCM に関する取り組みと情報開示は、今後ますます重要性を増すことになると考えられる。

[最初のページに戻る](#)